

## 平成 26 年度 小中一貫教育校の在り方検討会議（第 1 回）

1. 日 時 平成 26 年 7 月 14 日（月） 15:00～17:00
2. 場 所 神奈川県民センター 3 階 301 会議室
3. 出席構成員 足立原隆之、井村浩章、岩間章、遠藤仁一、柿木秀文、澤野誠、島田雅幸、鈴木美喜、田中和久、西野博之、益田麻衣子、溝呂木正、屋敷和佳、吉野雅裕、米澤利明、（敬称略・五十音順）  
は座長、 は副座長

司会(米持グループリーダー)：今日は、ご多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。

私は、県教育局支援部子ども教育支援課教育指導グループ グループリーダーの米持でございます。

小中一貫教育校の在り方検討会議の開催にあたり、私から、検討会議の設置及び進め方等について、ご説明させていただきます。

まず、お手元にごございます資料をご覧くださいと思います。一番上が次第、つづきまして座席表となっておりますが、その次に資料 1 がございますので、そちらをご覧ください。

この資料 1 は「小中一貫教育校の在り方検討会議の設置及び運営に関する要綱」でございます。本検討会議の設置の趣旨等を定めたものであり、この要綱は、裏面の附則にありますように、本日付で施行させていただきます。第 4 条には、この検討会議の設置期間が示されております。設置期間は、平成 27 年 9 月 30 日までとさせていただきます。年度をまたぎますが、委員の皆様には今年度勤めていただき、また来年度につきましては、改めてご案内をさせていただく予定になっております。どうぞご了承いただきたいと思います。

つづきまして、5 ページになります資料 2 をご覧くださいと思います。この検討会議は、議題により特に非公開とする理由がある場合を除き、基本的に公開とし、傍聴を認めることとしております。このように、「設置要綱」、「傍聴要領」を定めさせていただきます、傍聴をしていくということでご理解いただきたいと思います。以上「設置要綱」、「傍聴要領」について、委員の皆様、何か御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますか。

全構成員：特になし

司会：よろしいでしょうか。なしと認めます。それでは、今後、この要綱、要領に基づき検討会議を運営させていただきます。

司会：続きまして、検討会議の議事録についてですが、議事録は事務局で作成し、内容を確認いただいたうえで公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日の傍聴の取扱いですが、本日の議題においては、特に非公開とする理由はありませんので、公開とさせていただきますと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

全構成員：異議なし

司会：ありがとうございます。それでは、異議なしと認めましたので、本日、公開とさせていただきます。本日は、傍聴希望者がおりますので、ここで入場させてよろしいでしょうか。

全構成員：異議なし

司会：ありがとうございます。それでは傍聴人に入場いただきますので、しばらくお待ちください。

司会：それでは、ただいまから、小中一貫教育校の在り方検討会議 第 1 回を開催いたします。お手元の次第に即して、進行させていただきます。

開会にあたり、神奈川県教育委員会を代表し、桐谷次郎教育長より、ご挨拶を申し上げます。

桐谷教育長：みなさん、こんにちは。神奈川県教育委員会教育長の桐谷でございます。委員の皆様方には、日ごろから、本県教育行政の推進にあたりまして、ひとかたならぬご支援、ご協力をいただき、深く感謝いたしております。この場をかりてご挨拶申し上げます。

また、今回は、大変お忙しい中を、「小中一貫教育校の在り方検討会議」の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。第1回の検討会議ということでございますので、私から一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本検討会議を設置いたしました経緯をお話させていただきます。

平成24年1月に、神奈川県では、危機的な財政状況に対応するため、黒岩知事を本部長とする「緊急財政対策本部」を設置いたしました。その後、人件費の削減、県有財産の売却等、様々な対策を進めていくにあたりまして、同年10月に「神奈川県緊急財政対策」を取りまとめております。この緊急財政対策におきまして、県の行政すべてが対象でしたが、教育につきましては、やはり「専門家を交えた別の組織を設け、十分に議論を尽くしたうえで結論を出すべき」という意見があり、このことから、平成24年9月に、学識者等9名から成る「神奈川の教育を考える調査会」を設置いたしました。

この教育を考える調査会では、県の緊急財政対策とあわせまして、教育の質の確保の二つの面から、延べ10回の協議を行い、平成25年8月に「最終まとめ」として整理していただきました。この中では、義務教育にかかる対応策のひとつとして、これからの限られた教育資源を有効に活用し、子どもたちにとってよりよい教育環境を提供するために「小中一貫教育校の導入の検討」が提言されました。

本検討会議は、この最終まとめを踏まえながらも、神奈川県における小中一貫教育校の在り方とはどのようなものであるか、また、小中一貫教育校の実現には何が必要なのか、何ができて何ができないのか、などにつきまして、本県教育に関係の深い委員の皆様にご検討いただくことを主旨で設置させていただいたところでございます。

おわかりのとおり、国の方でも、「教育再生実行会議」が今月3日に、学制改革に関する提言、第5次提言を安倍総理に提出しました。

この中では、「小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する」とされ、教育内容等の見直しとともに、小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するための教職員配置、施設整備についての条件整備を進めることなどが盛り込まれております。この提言を受けて、今月中にも詳細な制度設計を中央教育審議会に諮問し、その答申をうけた関連法改正をめざしているとの動きも聞いております。

こうした本県の事情、そして国の動き、そういった中ではございますが、私から委員の皆様方へお願いを申し上げたいことは、この協議会では、神奈川の子どものための教育のため、ぜひともご自由に、そして本音でご協議をいただきまして、斬新なアイデアなど、国のほうでは出てきませんが、地方の実状、神奈川の実状を踏まえれば、こういうこともあるだろう、また少子高齢社会の中で、地域のコミュニティを取り組んでいくためにはこういうことも必要だろう、ぜひとも地域、地方という視点の中で、様々なご意見をいただければと思っております。

大変限られた時間の中でご協議をいただき、ご苦労もおかけすると思いますが、より実り多い成果が得られますことをお願いし、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：続きまして、検討会議の委員の皆様をご紹介します。配付させていただきました、構成員名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、恐縮ですが、ご起立いただけますようお願いいたします。

はじめに、屋敷和佳委員です。

米澤利明委員です。

西野博之委員です。

澤野誠委員です。

続きまして、滝澤正委員ですが、急遽御不幸がございまして、本日御欠席との連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

続きまして、岩間章委員です。

続きまして、香山哲哉委員でございますが、本日は、所用のため欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。なお、校長会代表といたしまして、島田雅幸校長会副会長に御出席いただいております。

益田麻衣子委員です。

足立原隆之委員です。

溝呂木正委員です。

吉野雅裕委員です。

田中和久委員です。

柿木秀文委員です。

井村浩章委員です。

遠藤仁一委員です。

井坂秀一委員でございますが、本日は、所用のため欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。なお、県立総合教育センターからは鈴木美喜教育課題研究課長に御出席いただいております。

以上、委員のご紹介を終わらせていただきます。

それでは、次に、この検討会議の座長の選出に入らせていただきます。「資料1 小中一貫教育校在り方検討会議の設置及び運営に関する要綱」をご覧ください。要綱第6条第2項に「座長は構成員の互選」となっております。委員の皆様より、どなたか座長として御推薦をいただけませんか。いかがでしょうか。

構成員の互選により座長を選出

司会：それでは、屋敷座長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくようお願いいたします。

屋敷座長：国立教育政策研究所の屋敷でございます。このたびは、神奈川県の小中一貫教育の在り方検討委員会の座長に選出されました。至らない点もあるかと存じますが、小中連携、中高一貫、学校と地域の連携等の研究を行ってきた経験を生かして、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。先ほど、教育長からお話がありましたように、教育再生実行会議でもって小中一貫教育の制度化、学制に関わる提言がありました。これまで、市町村レベルでは小中一貫教育の検討がなされ推進されておりますが、都道府県では、まだこれからということでございます。その中で、神奈川

県が検討に着手されたということは、非常に意義のあることであろうかと思えます。全国の一步先を見据えて政策を検討されている神奈川県教育の考え方を評価いたしております。これまでの私の経験を踏まえて、充分検討させていただこうと思っておりますが、県内の市町村教育委員会に喜ばれるよう、また、他県の参考になるよう、そして神奈川県の子童生徒のために、神奈川県の小学校、中学校の未来のために委員の皆様と検討を進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

司会：屋敷座長、ありがとうございます。続きまして、この検討会議の副座長についてですが、同じく要綱第6条第3項にありますように、「副座長は、座長が構成員のうちから指名する。」との規定に従いまして、早速で申し訳ありませんが、屋敷座長に副座長のご指名をお願いいたします。

#### 副座長の指名

司会：それでは、西野副座長よりご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

西野副座長：ただいまご指名を受けました西野でございます。正直いまして、力不足でありまして、この求められている小中一貫教育校の在り方検討会議の副座長という重責を感じます。私は、神奈川県で不登校児童生徒の居場所づくり、それから放課後の子どもたちの居場所づくりに30年近く関わってきましたが、小中一貫校としてどのような形で検討されていくのか、学校教育機関と連携しながら、フリースクールに通ってくる様々な子どもたちに最善の利益を目指して取り組んできましたが、民間の立場から一緒に考えることができたらと思っています。私もこれから勉強をしていきたいと思っております。みなさんの自由な議論をいただきながら、やはり一人ひとりの子どもにとって望ましい意義のある教育の在り方を考えていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：西野副座長、どうもありがとうございます。それでは、座長、副座長が決定いたしましたので、これからの協議の進行につきましては、屋敷座長にお預けいたします。屋敷座長、よろしくお願いいたします。

屋敷座長：それでは、はじめに、協議事項(ア)「検討会議への依頼事項の説明」について、桐谷教育長からお願いします。

桐谷教育長：～小中一貫教育校の在り方検討会議への依頼事項について・・・資料3～

それでは教育委員会から、皆様方にご検討いただく事項ということでご説明させていただきます。お手元に配布をしております「資料3 小中一貫教育校の在り方検討会議への依頼事項」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1. 検討会議への依頼事項がございますが、小中一貫教育校の導入に向けて次の～の事項について、ご検討をお願いしたいと思っております。神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について、実施する上での課題と解決のための方策について、「モデル地域、或いはモデル校」の選定に向けた取組について、教員研修や教員免許等の在り方についてでございます。具体的には、2のところで依頼事項にかかる検討項目ということで記載をさせていただいております。

はじめに 県の神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方についてでございますが、具体的な

検討項目としては、神奈川県としてめざす小中一貫教育校の「すがた」についてということで、教育課程や指導内容、学校の組織・運営、また地域コミュニティとの関係、これらについてご検討をお願いしたいと考えております。

つづきまして それらを実施していく上での課題と解決のための方策に関してでございます。1点目といたしましては、小中一貫教育校に関する課題、これは何なのかという課題の把握、抽出でございます。それから2点目といたしまして、把握して明らかになった課題を解決していくために、どのような方策があるのか、これについてのご検討をお願いいたします。

つづきまして、「モデル地域、モデル校」選定に向けた取組でございますが、1点目といたしましては、この神奈川において小中一貫校を考えた時に、モデルとなる地域、或いはモデルとなる学校の選定について、どういう考え方をしていけばいいのか、そしてそのプロセスはどうかということでございます。2点目といたしましては、モデル地域、或いはモデル校という形で選定した時に、必要な支援とはどういうことなのか、そしてそれはどういう形で成果を普及していくのかということにつきましてご検討をお願いしたいと思います。

最後に 教員研修や教員免許等の在り方に関してでございます。1点目といたしましては、小中一貫教育を効果的なものとしていくために教員の方の研修はどうあるべきか、そして教員免許についてはどうか検討をお願いしたいと思っております。

小中一貫教育校の在り方検討会議は、基本的に在り方ということで、国の動き、神奈川の実状を踏まえた中でご検討をいただきたいと思いますが、神奈川として小中一貫教育校、何をめざしていくのか、導入するにあたりましてどのような支援をすることで、子どもたちや先生方、地域、保護者の方々にとってよりよい教育環境を構築することができるのか、そうした視点の基でご議論、ご協議いただければと考えております。よろしくごお願いいたします。

屋敷座長：ただいま、桐谷教育長より検討会議への依頼事項について、ご説明をいただきました。これから委員の皆様と、神奈川における小中一貫教育校の在り方等について、様々な角度から検討協議を進めてまいります。依頼事項を十分に認識して議論を深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご願います。

なお、依頼事項に関しましては、本日の協議事項(エ)に関係しますので、その点を御理解のうえ、さらに協議を進めていきたいと思っております。

屋敷座長：それでは続いて、協議事項(イ)「検討会議の今後の進め方について」です。それでは、はじめに検討会議の今後の進め方について、事務局より説明をお願いします。

事務局(市川指導主事)：それでは、検討会議の進め方について説明させていただきます。先ほど、桐谷教育長より検討会議への依頼事項の説明がありましたが、この検討会議では、たいへん大きな課題をまとめていただくこととなります。そこで、検討会議を円滑かつ効率的に進めるうえでも、資料1の要綱第9条にあります、「作業部会」を設置し、小中一貫教育校に係る調査研究や検討した内容等について、検討会議で報告していただければ、と思っております。

なお、作業部会は、諸課題についての調査研究や情報交換という未成熟な段階の内容についても検討する性格上、非公開とさせていただきたいと考えております。

屋敷座長：ただいま、事務局から「作業部会」の設置について説明がありました。要綱第9条に基づき、作業部会を設置すること、そして、未成熟な段階の内容について検討するという性格上、作業部会は非公開とすることでよろしいでしょうか。

全構成員：異議なし

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、作業部会の設置が認められました。その構成メンバーについては、この要綱の別表で示された方々ということよろしいでしょうか。

全構成員：異議なし

屋敷座長：ありがとうございました。なお、要綱の第9条第3項に「作業部会長」について、「座長が作業部会員のうちから指名する」とありますので、作業部会長は、子ども教育支援課長の遠藤仁一委員にお願いしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

全構成員：異議なし

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、本検討会議の委員の皆様のご所属に関わる方々が作業部会のメンバーとなりますので、その指定についてよろしくお願いします。

次に、検討のスケジュールについて確認したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局(市川指導主事)：～小中一貫教育校の在り方検討会議の検討スケジュールについて…資料4～  
それでは、私より、小中一貫教育校の在り方検討会議の検討スケジュールについて説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。

まず、(1)今後の検討スケジュールでございます。平成26年度には、「神奈川の小中一貫教育校の在り方」の検討を行い、提言としてまとめていただくことを考えております。また、市町村教育委員会のニーズを把握しながら、モデル地域、モデル校選定の考え方の整理を行うとともに、教員研修についても検討を進めていきます。併せて、国への要望内容の検討も行いたいと考えております。平成27年度には、おまとめいただいた提言をもとに、県教育委員会として、モデル地域、モデル校の検討を進め、どのような支援が必要か、その支援策の検討も行っていきます。また、教員配置や教員研修の検討をさらに進め、国への要望もしていきたいと考えております。そうした県教委の取組に対しまして、27年度も引き続き、皆様方から必要な御助言をいただきたいと思っております。

次に、(2)平成26年度小中一貫教育校の在り方検討会議の予定をご覧ください。本日を第1回とし、御意見を伺いながら、第3回には、「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について」及び、「モデル地域、モデル校の選定の考え方及びプロセス」を確認いたしたいと考えております。モデル地域、モデル校に必要な研修や免許制度に関する国への要望をとりまとめるなどの環境整備をどのように整えていくか、本検討会議での議論をもとに、しっかりと組み立てていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、幅広い、活発なご協議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

屋敷座長：ただいま説明がありましたが、検討のスケジュールについて、何か御意見がございましたら、お願いいたします。国の動きによっては、調整が必要となる部分もあるかもしれません。柔軟に対応するということがよろしいでしょうか。特に中央教育審議会ですべて議論されますので、その部分もしっかり事務局の方で把握して、対応するということになるかと思っております。

それでは、協議事項(ウ)「小中一貫教育校の現状について」です。事務局の方からお願いします。

事務局(市川指導主事)：～小中一貫教育校の現状について…資料5、6、7～

パワーポイントを使ってお話しさせていただきます。資料5になります。

国の動向ということで、ここまでの大きな流れを確認させていただきたいと思います。もともとで言いますと昭和46年(1971年)中央教育審議会答申、いわゆる46答申と言われているものですが、その中に「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」ということで、小学校と中学校の区切りを変える先導的施行の提言がなされたというのがございました。こういう動きの中で、小中連携の動きが進んでいるところと認識しております。平成17年(2005年)には、中央教育審議会答申の中で「新しい時代の義務教育を創造する」、9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化などの検討の提言というものをいただいているところでございます。こうした動きの中で、平成23年(2011年)から小中一貫教育の在り方の審議ということで、中央教育審議会初等中等教育分科会の中に、学校段階間の連携・接続等に関する作業部会というものが設置されました。その中で平成24年7月13日に「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」というものが出されております。この中には小学校9年間を通した新たな学校種「義務教育学校の創設」これは17年に提言されたものですが、創設には慎重な検討が必要ということで賛否両輪載せられています。将来の検討課題というふうに置かれていたかと思えます。とは言いながら、設置者の判断に基づき、一定の教育課程の基準の特例を活用できることについて検討を更に進めるようにという形でお話が出ているところでございます。

こちらにつきましては資料6、13ページになりますが、「小中連携・一貫教育に関する主な意見等の整理」ということで出されております。この中で2番の「小中連携」それから「小中一貫教育」、国の方として両方の整理というものがなされております。小中連携というのは、小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育という一定の整理がなされております。併せて小中一貫教育は、小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育という整理がなされております。非常に広い定義なので、なかなかうまく整理がつかないところもあるかと思えますが、一定の整理はこちらの中でされてきているというところでございます。

小中連携、一貫教育の推進について、作業部会の中で様々な意見が出ております。その賛否両論もこちらの抜粋の中でも出ておりますが、共通しているところの目的は、小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解すること、9年間の系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくことは、すべての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的となるというような形でも位置づけがなされているところでございます。

2番の教育課程の編成のところにもありますが、教職員が互いの教育課程を理解するということが、大きく謳われるところかと感じます。

14ページになりますが、学習指導要領に規定する各学校・学年の各教科等の内容等を適切に取り扱い、学習指導要領で定める目標を確実に達成すること、要するに教育の質をしっかりと向上させていくことが小中連携、小中一貫に限らなくても大事な目標であると改めて確認しています。

3の指導方法になると具体的な話が出てきますので、少し割愛していきませんが、ひとつ「乗り入れ指導」という言葉が出ております。目新しい言葉かもしれませんが、学校現場では既に多く行われて

います。何かと言うと、中学校の先生が例えば小学校に行って授業をする、英語の先生が小学校の外国語活動の授業をするといったような、お互いに乗り入れていく、小学校の先生が中学校の方の支援に行くということも免許を持っている部分もありますが、お互い乗り入れをしながら子どもたちの教育をしていくということが現在各地にて行われているところだと承知しているところでございます。

15 ページでは5 番、地域との連携等というところで、様々な課題等が出ております。この後、国のほうではこのような課題を、意識を持って論議されているかを踏まえた上で、神奈川県の内り方ということで論議をしていただきたいと考えております。

スライドのほうを見ていただきたいのですが、現在行われている小中一貫教育というのは、3 種類あると考えられます。1 つは研究開発学校、2 つ目は教育課程特例校、3 つ目は特例措置を受けない学校というふうに分けられます。ひとつずつ説明していきますと、研究開発学校というのは、教育課程に関し、その改善に資する研究を行うために特に必要があると文部科学大臣が認める学校ということで、学習指導要領によらない教育課程に編成・実施を許容するものです。この研究開発学校で小中一貫教育校のテーマとしているのは、8 校ほどあると把握しているところでございます。

2 つ目の教育課程特例校ですが、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために特別な教育課程を編成して、教育課程研究開発学校の中の一つの位置づけではありますが、こちらと同じように文部科学大臣が認めることによって、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を許容するというので、現在、教育課程特例校の制度を活用して小中一貫教育に取り組んでいるのは、983 校ほどあると聞いております。

教育研究開発学校における小中一貫教育と学年の区分というところで、教育再生実行会議第5 次提言の参考資料、7 月3 日に出されたものがこちらにあります。6 - 3 制以外の学年の区切りを特例、あるいは研究開発ということで実施しているところが数字で出されているところでございます。

それから、特例措置を受けない学校というのもございます。学習指導要領の範囲内で、できるだけ教育目標や教育課程などを統一し、運営体制や指導体制を一体化して、小中一貫教育を行うものということで、それぞれの呼び方の中で、全国かなりの数に取り組んでいますが、詳細はまだ把握できていないところです。

こういう流れの中で、教育再生実行会議第5 次提言が7 月3 日に出されたところです。今後の学制等の内り方についてということで、資料7、17 ページになりますが、「子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する」ということを大きなテーマとしています。2 番のところに「小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する」と出されております。特にアンダーラインが引かれているところをご確認いただければと思います。こういったことが大きな流れの中で、今現在どういうふうに、小中連携、小中一貫に取り組んでいるのかということが19 ページの参考資料ということで、付けさせていただきました。それぞれ「取組」「成果」「課題」という形で、こちらのほうで調べながらまとめさせていただいたものです。横浜市の取組、それから川崎市の取組、20 ページになりますと、相模原市の取組、東京都品川区の取組ということで、県外の部分も紹介という形で出させていただいたところでございます。こちらのほうも参考にさせていただきながら、今このような動きの中で、神奈川としてはどういう小中一貫教育校をめざしていくのか、こちらの検討会議でぜひご検討いただきながら進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。



屋敷座長：私からも、少し、補足させていただきます。この歴史の中で、中央教育審議会答申を受けた中で、検討したことがある。その時の報告書でまとめた中に、現状の制度、小学校・中学校でも小中の連携・一貫した教育はできるのだということでした。小中一貫教育校とは名前こそ新しいのですが、実は終戦直後から、それに近い公立学校がありました。いわゆる過疎地にあります小中併設校というのがあります。学校規模が極めて小さい、いわゆる1学年が数名しかいないとか、こうした学校におきましては、昔から小・中学校の校長が1人でありまして、小中一貫教育という名前が生まれる前から、学校の方で具体的な教育を進めていったという実態があります。ただ、平成17年の中教審でそのことを扱わなかったのは、ある程度の規模のことを想定しての学校が小中一貫だということで、扱わなかったのだと思います。そういった意味では、小中併設校に小中一貫校の動きがあったと思います。実はそういう学校は現在でも続いている実態もありまして、そういった役割も果たしている。

今回のスライドで示していただいたものの中に、注目すべきは研究開発学校等における小中一貫教育の学年区分で、これまでの6-3の区切りが8割を越えているが、その中でも他の区分もある。今ある制度の中で整理されて行っている。おそらくこれから制度化されると思われる小中一貫教育学校は、教育課程特例校の中でそれが基礎となって、考えられるのではないかと思います。

今回の変更の重要な点は、神奈川県ならではの小中一貫教育をどう考えるかということだと考えます。また、もう一つ参考になるものとして、中高一貫教育は、設置者は変わってくるので、違った分類とされていますが、学校運営の仕方としては極めて参考になるものと思われる。機会があったら資料提供等取り上げてほしい。今の説明についてご質問はありますか。

全構成員：特になし

屋敷座長：それでは、次の協議事項(エ)の中でご発言をお願いいたします。

屋敷座長：それでは続いて、協議事項(エ)「依頼事項について」です。先ほど桐谷教育長からいただきました依頼事項 ~ につきまして、今日は、まず項目を区切らずに、それぞれのお立場から考えられていることを自由にお話いただきたいと思います。

その中で、神奈川県では横浜市が小中一貫教育の取組を進めています。本日の出席者の島田校長先生から、資料もいただいておりますので、説明をいただき、それを踏まえて皆様からご意見をいただきたいと思います。

島田委員：本来は校長会長の香山が出席の予定でしたが、かわりに私が出席しました、横浜型小中一貫をお知らせすることで今後の何かの参考になればと思い資料をお持ちいたしました。

平成17年、横浜教育改革会議において、1年半かけて教育について議論してきました。小学校から中学校へあがるときの不登校が増える(中一ギャップ)ことをきっかけにして、その原因はどこにあるのか、まず、小学生・中学生の風土の違いに着目しました。小中一貫で何ができるか、中1ギャップがなくなるのか、こうしたことを考えながら、小中一貫教育について議論を進めてきました。翌年平成18年10月策定の横浜教育ビジョンのもと、実際にいくつかの学校で小中一貫教育に取り組みました。子どもたちが中学校に入った時に色々困ったり悩んだりしないように小中一貫カリキュラムをつくりました。そんな経緯がプリントに示されています。総則や各教科の取組を見ていく中で、小学校でこういう授業の進め方をしているのか、と知らなかったこともたくさんありましたし、同じようなことを教えていて、無駄な点もあると感じたところもありました。教科毎に9年間を見通したものをA4版の冊子で作りました。そういったものをもとに、市内すべての小学校と中学校を推進プロ

ックという形でグルーピングをしました。横浜はざっと中学校が150校、小学校が360校ありますが、1つの中学校に複数の小学校から進学してくる状態です。各ブロックでは、授業研究会を一緒にやったり、カリキュラムを作ったり、各教科や生徒指導面での勉強をしたり、小学生が中学校に体験入学したりとか、逆に中学校から小学校へ出前授業にいたりなどのいろいろな取組を行いました。様々な工夫も、小学校や中学校の学習指導要領に基づいて取り組んでいるものです。実際、中一ギャップが減ってきて、お互いの情報交換や理解が深まってきました。課題についてもたくさんあります。施設制度がそのままで行っているところが課題であります。

屋敷座長：質問がある方はいますか。

米澤委員：中一ギャップの解消に有効だとわかりましたが、その他に良い面があったか。具体的に教えて欲しい。

島田委員：「小中一貫のカリキュラム」を具体的な成果物として作ることができたことが一番の成果です。横浜版学習指導要領を机に置いていつでも見れるようになっていきます。小中の教員の交流が盛んになりました。対話が増えました。1人の子どもを通して小中間で話し合い、情報共有ができるようになりました。

屋敷座長：ありがとうございました。その他にございませんか。私から質問させていただきます。

ブロック毎で取り組まれています、実際1年間どれくらいの時間をかけてやられたのか。

島田委員：これはブロックによってまったく違います。小中一貫に取り組む前からも、隣同士の小・中学校、地域行事や様々な面で一緒に取り組んでいた学校は相当進んでいます。それに対して、小学校と中学校が遠く離れていたり、小学校が複数校で進学する中学校が1校であるなどの場合、日程を組むことが困難だったりします。大きなところは一中五小学校だったりすると、年間数回になってしまいます。しかし、必ず市内どの学校でも実施していることは、児童・生徒の交流をもつことです。ほとんどの小学生が中学校に行って、授業、部活動等を体験しています。これについては横浜全部の学校が行っています。

西野副座長：初歩的な質問で申し訳ないです。連携協同教育型がよく理解できなくて、連携型接続型がさらに柱になって真ん中であって、全体の真ん中の協同型が圧倒的に多い、ということなのか、説明していただきたいのですが。

島田委員：ここにのっている連携接続的協同というのは、単純に学校の数によるものです。接続型というのは、一小・一中です。この場合、大変小中一貫が進めやすいです。連携型というのは、近い地域の中に中学校が2校ある場合など、必ず一つの小学校から一つの中学校に進学する訳ではない。一つの小学校が多いところでは3つの中学校に進学するというケースもありますので、そういうことを配慮して、2つの中学校といくつかの小学校と織り込んだものが連携型としています。

溝呂木委員：今の質問に関連しますが、例えば一つの小学校から、複数の中学校へ行く場合のカリキュラムを作るというのは、連携型では、中学校が二つあって、この二つの中学校は、カリキュラムも別々になると思います。その下に三つの小学校がありますが、どういう形の連携になるのか、一つの小学校で進学が半分になったところは、A中学校に合わせるのか、B中学校に合わせるのか、難しい状況になってくるのではと思いますが、その辺はどのようにとらえているのか、お教えいただきたい。

島田委員：ご指摘のように、大変難しいところです。例えば、一つの中学校に進学してくる二つの小学校では、それぞれの学校のルールが違う。違うことを教えられてきた小学生が一つの中学校に入ること、子どもたちが少し違和感を感じてしまう。それが不登校につながってしまったことがあったの

ではないか。こうしたことから、何回も小・中の話し合いを繰り返す中で、学校教育目標を同じにしたり、ある程度一つの推進ブロックの中では、共通でできるものについては、「スタンダード」を作っていくことを進めています。その中で学校による違いをなくしていくようにしています。ブロックによってはかなり進んでいるところもございます。

屋敷座長：みなさんのお考えになっていらっしゃる小中一貫教育の在り方についてご意見をいただければと思います。具体的に詰めていくところは、次回の提案で示していくので、この会議の目標に沿って自由にご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。それでは、岩間委員からお話しただけですでしょうか。

岩間委員：私の学校は普通の学校です。一中二小と言いまして、最近では同じ活動をしていこうという努力があります。四年生、五年生、六年生、それぞれで同じ体験をして、中学校でもやっています。中1ギャップを減らしていく取組は川崎でも行っています。もう一つの取組として、私の学校で、コミュニティスクールの指定を受けておりまして、お互いの学校のシステムは違うけど、その点の違いがあるだけで、子どもにとっては違和感がないようですが、違う文化をもって一つ同じ中学校にあがっていくシステムになっています。ただ、中学校区になって考えると保護者と地域のギャップがあるのではないかと、なので、これからは小中一貫教育を考えていくときは、保護者の問題、地域の問題も大いに考えていかねばならないと思います。コミュニティスクールに関しては地域の方も委員に入っていておられますので、学校を見る目が違って、大変協力的である。今後は地域のことも考えていく必要があるのではないのでしょうか。

屋敷座長：ありがとうございました。考えてみたら教育再生実行会議の提言にもコミュニティスクールの導入促進が入っていました。

益田委員：私は一保護者としてのお話しさせていただきます。私は3人子どもがおりまして、四年前に長男が中学校に入った時に中1ギャップというのを感じました。中学校と小学校のやり方が全く違うことに、本人もパニック状態になり、保護者の自分もわからない状態でした。しかし、最近では、地域で中学校の教員の方が小学校の授業を見に来てくださったりとか、英語の先生が英語の授業をやってくださったりとか、交流が少しずつ進んで、中学校が開いてきているような印象を持っています。そのようなものが進んでくれたらと思っております。子どもたちの生活は小学校・中学校と違うし、小学校同士でも色がちがうので、中学校に上がってきたときに子どもたちが困らないように、学区内で同じ教育目標を含めて、同じ認識をもって学校にいけたらいいのかと思っております。

足立原委員：私も保護者の立場からですが、小学校と中学校ではかなりギャップがあると感じておりました。中学校でつまづいてしまうお子さんがいると聞きまして、家庭の中でも話をしていこうとPTAでも話をしていたところでした。こどもたちにとっても、より良い学力向上につながるようなカリキュラムであつたらよいのかと思います。

澤野委員：私は、私立の学校教員ですので、幼小中高の一貫で取り組んでおります。私立としては建学の精神に基づいているので、そういう風なことに対しては、学校目標というのは一貫しているわけですが、実際には、小学校からの小中一貫の必要性というものがよくわからなかったのですが、文科省のホームページを見て勉強したときに、中一ギャップがでているのですが、果たしてどれくらい小中一貫との因果関係はどうか、取り組みと成果との関連性がどうかと思っておりました。

横浜市や川崎市の場合を見ていましたが、本当にその成果はどのようになるのかとわからなかったのですが、お話を聞いたり資料の中で、9年間のカリキュラム等を伺って、心に落ちるものがありま

した。理科が専門ですが、教科書を見ると、小学校でやっていることが中学校での学習内容も同じになることも多いと気づき、その辺がもっと整理されてできればと思いました。本校でも小学校と中学校の連絡会の必要性はわかるが、お互いが忙しいし、なかなか時間かたれない現状があります。明確な目標がないとそれぞれの先生方のやる気が出てこないのではないかと、いいものが、やらされ感で無駄なものになるのではと危惧しますが、小中一貫のメリットをはっきりして、これは必要なものだという、目的と効果がはっきりしてくると、乗り越えられていくのではと思いました。

西野委員：小中一貫教育と聞くと、小学校と中学校が一緒になるという「接続型」のイメージが強く、一つの小学校から中学校までそのままいったら、いじめなど人間関係を考えたら、大変だろうと思っていましたが、全ての学校がそういう風になるのではないと、だんだん理解してきました。

公立が同じスタンダードの考え方を持とうと進めている横浜市の説明の中に、「学校の違いをなくしていくという方向性をめざす」というご説明がありましたが、均一性をとることで、学校独自の面白さがなくなってしまうのではないかと心配もあります。小学校の特色の違いをなくして、小中の連携を見やすくして、つながりをつくっていくプロセスの中に、小学校がもっていた味・特徴・特色が薄まっていくのではとも思います。共通な体験とは、どの視点でそう思うのか、中学校に向けて学校制度が、標準化、一本化されるというか、おもしろい学校が生き生きとしていくのか、心配があるのではないかと感じました。小学校からじっくりと握っていた情報や、子どもがもっている問題行動や生き辛さを出している背景に、家庭の問題や様々な福祉的な背景が、どういうふうに中学校の先生に情報としてつながっていて、中学校の先生ががつんと指導する前に、あの子の背景は何だったのだろうって考えられる情報を持つことが、小中一貫の大きな意味合いなのではと、今までの話を聞いて感じました。どこの何をつなげて、小中一貫とするのか、福祉的な視点というのが抜けていたのではと思います。中1ギャップは、クラス担任から教科担任になったときの空気感の違い、こうしたことをどう考えていったらよいのかな、と漠然と感じました。

島田委員：今までの学校というのは、それぞれの特色を出そうとしてきました。地域に根ざしたその学校独自の取組であったり、修学旅行と組み合わせたり、と特色をだしてきました。また、二つの小学校では、総合的な学習をそれぞれに取り組んできており、それを二つの小学校で一緒にするというのは、非常に難しいものがある。スタンダードをつくることにおいては、まだまだ手つかずのままです。現実には、それぞれの学校の特色として残しているのが現状です。スタンダードをつくる例として、細かいものになってしまいましたが、子どもの呼名の仕方、「さん」づけで呼ぶとか、上履きをわすれたらどうするか、授業中の発言・挙手の仕方をどうするかとそういったところで共通認識をもつようにしています。

米澤委員：一つ自由にということですので、感想めいたことを述べます。神奈川県として目指すもの。これをみなさんで明確にすることが大事なのだと思います。小中一貫教育校をつくるにあたっては、未来が開けていくという展望が持てることが大事だと思います。現状を見ると、色々マイナス点もあります。例えば中1ギャップや、思考力・判断力・表現力をもっとつけていかなければいけないとか、そういうことが、小中一貫という考え方を明確にし、小中一貫教育校をつくることで解消しながら、いい子供が育っていけるような、そんな小中一貫校ができる、そういう姿を皆で共有していけばできるのではないかと。

今までは、何を知っているか、内容として何を教えてきたかを大事にしてきた。いまは何ができるようになってきたかが大事になってきている。つまり問題解決する力がどれくらいついてきたかが大

切になってきている。こうしたことについて、小中一貫教育校をつくることで解決できれば、意味あるものになる。モデル校についても、是非やってみたいというものにしていけば、そういう姿も提供できれば、モデル校の掘り出しにもつながっていただけるのではないのでしょうか。具体的な取組は目指すところをもって小中一貫のこれまでにない発想をもって、大胆に改革してもよいのではないのでしょうか。学校の課題を解決できたらと思います。

屋敷座長：行政の委員の方も是非発言をお願いします。行政からも見て、これからの課題、この辺のこと考えてご意見をいただきたい。

遠藤委員：子どもは今年からインクルーシブ教育を進めています。今度の新しく出来る学校も、その観点をいれて「共に学び共に遊ぶ」一緒に学ぶ、みんなと一緒に勉強できるような、そういう仕組みが入れられたらいいなと思っております。教育長の挨拶にもございましたが、財政的にお得だという面もだしていくべきかと考えています。

屋敷座長：お話があった財政のところは、神奈川の教育を考える調査会のまとめが発端であると思いますが、神奈川のインクルーシブ教育というのは、特別支援教育のみではなく、幅広く、今学習につまづいている子や壁にあたっている子どもたちへの支援を考えるという、他の都道府県と違った特色があるのではないのでしょうか。これから発展させていかななくてはならない視点かと思えます。

吉野委員：自分が中学校の数学の教員だった時、小学校の算数の「比例・反比例」の授業を拝見させていただいたことがあります。比例・反比例は、中学校数学で「一次関数」に発展していくのですが、この時の小学校での指導が大変参考になりました。担任の先生は、あめ玉の個数と値段の関係から比例を指導していました。子どもたちへの理解を図るにはよい教材なのですが、値がすべて整数値になってしまいます。しかし、比例のグラフは直線であるため、ここで連続量を扱った方がよいのではないかと、また、そのような指導が、中学校の一次関数に結びついてくるのではないかと感じました。こういった算数・数学のように系統だった教科は、小中で連携していくことがとても有効ではないかと思えます。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校それぞれが、決まった学年で区切られ、違った場所で学習していますが、これには、教える側の理屈が多分に含まれていると思います。しかしながら、子どもの成長に区切りはありません。小中一貫教育は、子どもの発達や学びの連続性など、子どもの側に立った、子どもに優しい教育ではないかと考えます。

鈴木委員：今のお話を伺っていて、私どもの総合教育センターでは、教員研修・研究・相談というところを担っておりますが、授業づくりについて、子どもたちの実態に合わせた、子供たちに寄り添った授業をどう作っていかうかとするところを、日々研究をしながらそれぞれの講習毎に研修しております。研修においては小中一貫ではないですが、担当している指導主事同士で、小学校・中学校・高等学校それぞれの意見を交換してそれをふまえた研修会を作ろうとしています。現場から指導主事になってみると、情報交換をすることがいかにそういうことが大事かと気付くのですが、なかなか現場では気付かない、私も教員でしたので実感として思います。小中一貫校を作ったときに子どもたちの学びをつなぐためには、やはり学校現場が学びをつなぐんだという意識をもっていることが大切です。総合教育センターとしては、そういうところに課題意識をもって研修会を作ろうとしたり、常に何ができるか考えているところです。情報交換を大事にして来年度以降につないでいきたいと思っております。

井村委員：教職員の人事、人事配置、並びに教員採用に携わっております。小中一貫校で行われる教育

内容を中心に今回の内容は進んでいます。私どもが注目すべきところは、教員配置、あるいは、組織編成上どういった形になるのかに着目いたしております。というのは、義務教育法配置法に基づいて、教員の配置数に関しては、人事、人事配置、全国一律に決まっております。小中一貫校という概念がないので、結果的にそれぞれの学校の教職員配置定数は、小学校として、中学校としてということでの算定になっていくわけです。

実際に今後、教育再生実行会議の方で、小中一貫校「法の改正までに話が及ぶのか」とそういった点、教員採用に関して、今は小学校・中学校と校種を分けて採用していますが、小中一貫になったときに、9年間を見据えて、あるいはその先の高校を見据えてという風になったときに「先生方に求められる資質が変わるのか、変わらないのか」教員の育成確保、そういったことに関心がございします。

柿木委員：教職員の免許の関係に携わっています。今は完全に小学校・中学校と教職員免許がわかれていますので、当然小中一貫校になるとそここのところの運用がどのようになってくるのかに注目しているところです。ただ基本的にこの免許というものは、国が制度を定めるものなので、神奈川県独自でどうこうできるものではございしません。したがって、今、国でも教育再生実行会議や中教審で免許制度をどうしていくかの検討を進めていますので、国の動向を注視していきたいと考えています。免許制度は国が定めるものであり、この会議の中でどのような議論をし、どのように整理していくのが課題であると思います。

田中委員：神奈川県には、生徒数は少なく、どういった形で運営がされているかはわかりませんが、清川村宮ヶ瀬の同じ敷地内に小学校・中学校があります。また、静岡県の浜松市立引佐（いなさ）北部小中学校がありまして、4-3-2 でやっているそうです。共通科目でふるさと科と国際コミュニケーション科というものをつくって学区外からも希望する生徒がくるそうです。小中一貫校が魅力あるものとして運営されていく必要があると思います。

屋敷座長：最後に PTA のお二人からもよろしくお願いいいたします。

益田委員：横浜の事例は大変勉強になりましたし、横浜市のありかたと清川のありかたはまったく別物だと思います。小学校の特色をいかして継続していくことは、可能かと思いますが、どこをどういかにしてどう削るかは大変難しいと思います。率直な意見を言えば、もう少し中学校を開いていただくのはどうか。中学校の先生は大変忙しそうですが、もう少しフレンドリーになって、小学校の先生と交流してほしいと感じます。

足立原委員：横浜は平成 17 年度からこの取り組みを行っているという聞き、進んでいると感心しました。

また、現場の先生たちは一生懸命やっている。現場の先生たちにも楽ではないけれども、効率の良いものがここで生まれていってくれたらと思っています。

屋敷座長：今後、作業部会を開いていただき、論点の整理をし、次回の検討会議で草案を提出していただきたたいと思います。時間となりましたので、本日の協議はここまでといたします。委員の皆様、熱心なご協議、ありがとうございました。それでは、司会を事務局に引き継ぎます。

司会：熱心なご協議、ありがとうございました。本日いただきました御意見をもとに、7月、8月には作業部会をもちまして、論点の整理をし、次回の検討会議での草案づくりを行っていきたくて考えております。本日も言い足りない部分もあつかと存じます。私どももご意見を伺いたたいと思っておりますので、ご連絡をさせていただくこともあろうかと存じます。

次回の検討会議ですが、9月に第2回を持たせていただけますよう、あらためて調整をさせていた

だきたいと思います。お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、万障お繰り合わせの上、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、閉会の挨拶を 教育局支援部長 吉野より申し上げます。

吉野支援部長：本日は、熱心なご協議をいただき誠にありがとうございました。

小中一貫教育校の導入にあたっては、国の動向を見据え、市町村のご理解、ご協力をいただきながら進めていくこととなりますが、この小中一貫教育の制度化が実現すれば、地方公共団体の判断で、6・3制の枠を外した区切りや教育課程の特例を活用した多様な教育実践が可能となります。学制改革が、全国一律の形ではなく、地方のイニシアチブにより多様な形で行われる時代になる、ということになるかと思えます。

本日は委員の皆様から、それぞれのお立場でご意見をいただくことができました。誠にありがとうございます。特に横浜の島田委員には、今日の会議のために資料をご用意いただき、様々な角度から横浜の取組をご紹介いただきました。本当にありがとうございます。

この後、作業部会を設置し、第2回の検討会議に向けて、意見の整理や研究を進めていくことになります。

次回の日程については、この後、事務局から調整させていただきますが、ぜひ、次回も熱心なご協議をいただけますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

司会：それでは、以上をもちまして、小中一貫教育校の在り方検討会議 第1回を閉会いたします。長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。